

平成二十二年十月七日提出  
質問第三六号

主に尖閣諸島周辺に於ける日本漁船の安全確保策等に関する質問主意書

提出者 高市早苗

## 主に尖閣諸島周辺に於ける日本漁船の安全確保策等に関する質問主意書

九月二十五日に中国外務省が発表した声明には、「釣魚島（魚釣島）とその付属島は古くから中国の領土であり、中国は争うことができない主権を有する」との文言があった。

更に、九月二十四日より、尖閣諸島沖の日本領海に隣接した接続海域で中国の漁業監視船二隻の活動が確認された。その後、漁業監視船は撤退した旨が報道されているものの、中国政府が「尖閣諸島は中国固有の領土である」旨の強いアピールを行ったことから、今後も、尖閣諸島周辺海域に於いては漁業や領海警備について様々な困難が予想されるところである。

従って、次の事項について質問する。

一 尖閣諸島周辺の日本領海内に於いて日本の漁業者が行う合法的な漁についても、中国当局からは「中国領海内における違法操業」と見做されて妨害行為を受けたり拿捕されたりする可能性が有ると考えるが、内閣の認識を伺う。

二 沖縄県与那国町漁業協同組合の組合長が「日本は尖閣諸島をあきらめたのと同じ。中国側に拿捕されるかもしれないと思うと、近くに漁に行けない」と発言された旨が報道されていた。沖縄県の漁業者の不安

は想像に難くない。

内閣として、尖閣諸島周辺海域で操業する日本の漁業者の安全を守るために如何なる手段を講じているのか。現時点で実施中の全ての対策、及び今後予定している新規の対策について、具体的に回答された  
い。

三 仮に中国の漁業監視船が再び尖閣諸島周辺水域に出現し、日本領海内に侵入した場合、海上保安庁は如何なる対応を行うのか。具体的な対処手順を問う。

四 日本国の領土、領海、領空の警備体制強化のため、自衛隊を尖閣諸島、与那国島、及び周辺海域に配備する必要があると考えるが、内閣の方針を問う。

五 尖閣諸島が日本固有の領土である事実について、今後、内閣は国際社会に対して如何なる方法で有効なアピールを行っていくようとしているのか。本件に関する広報について、現状の課題と今後の具体的な対策を問う。

右質問する。